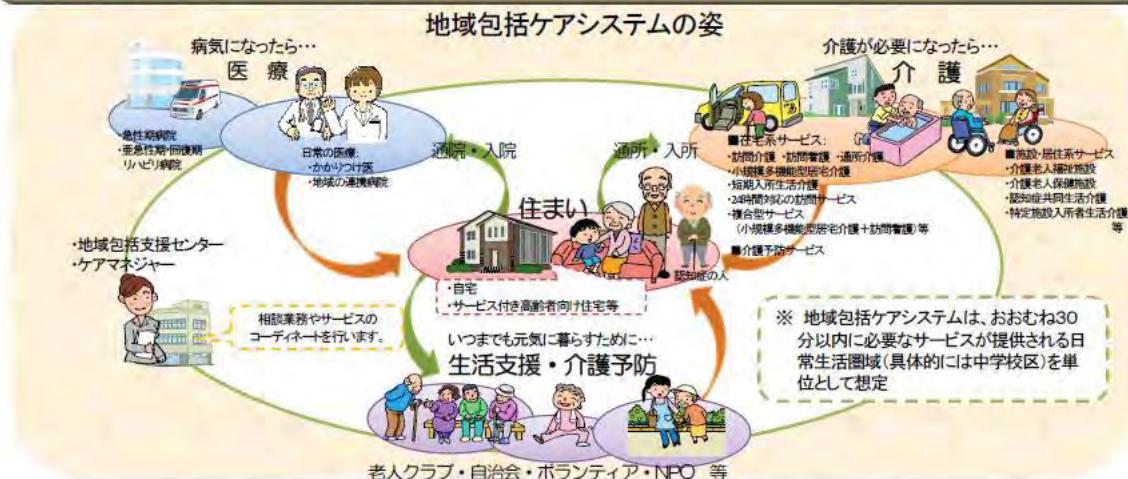


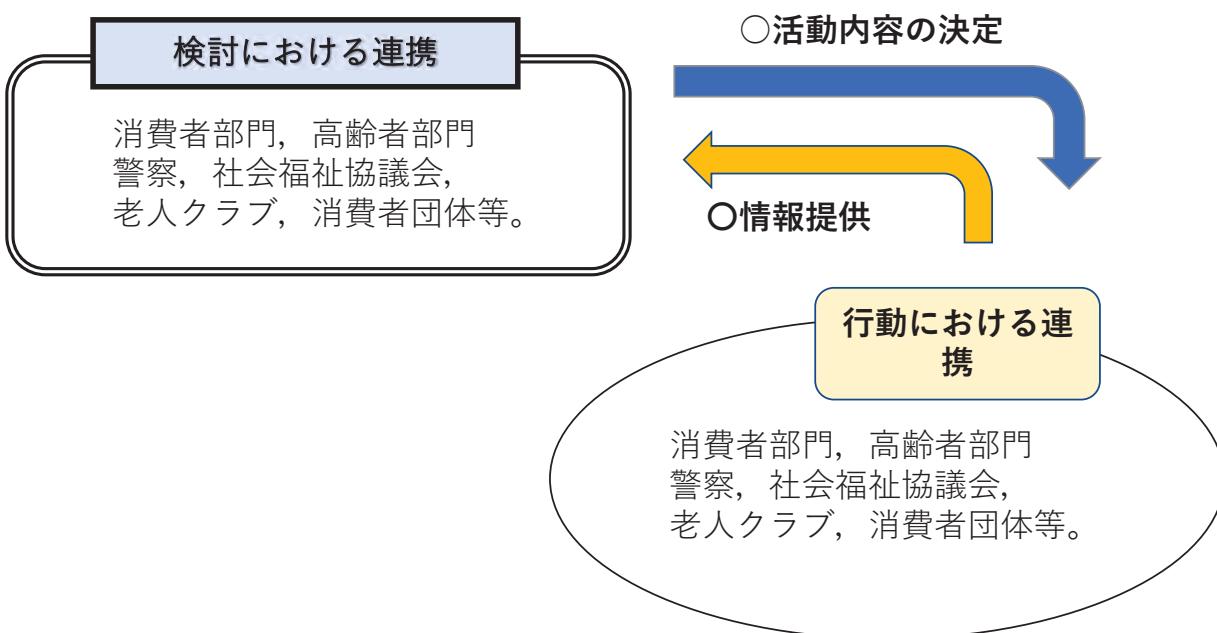
地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

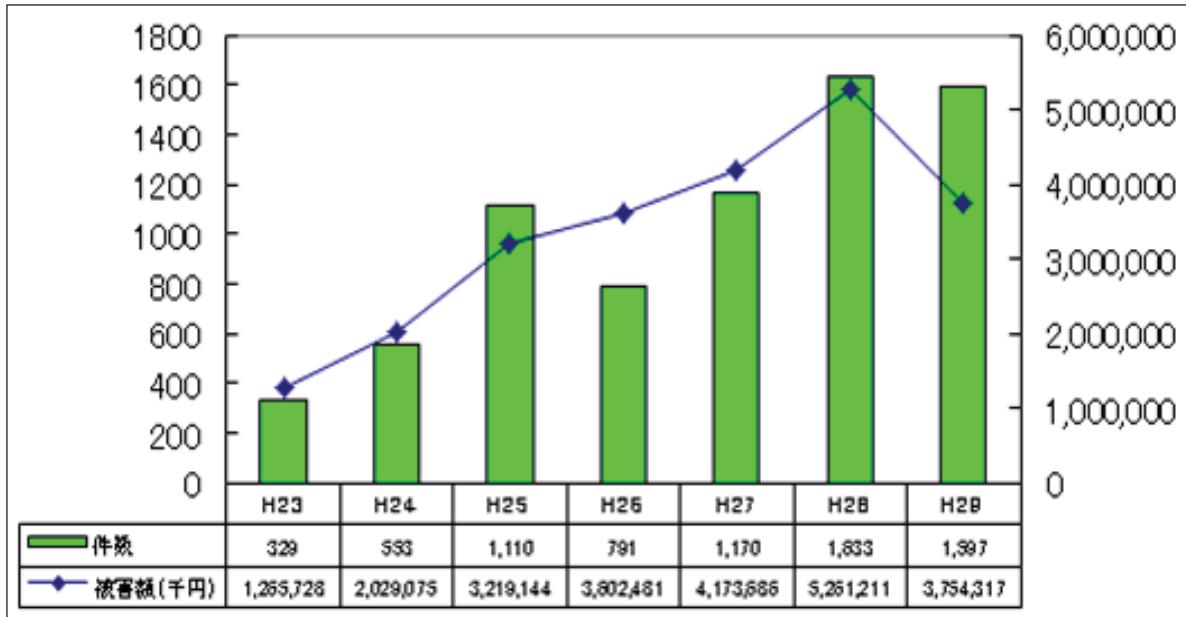


厚生労働省ウェブサイトより

2つの連携



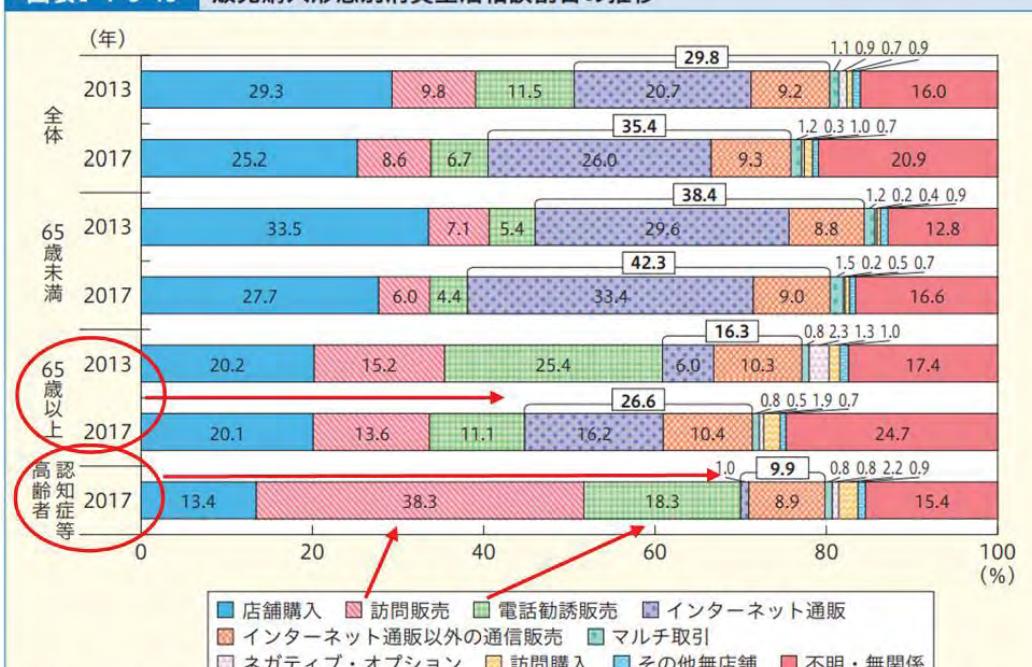
大阪府内の特殊詐欺発生状況



1596件 37.5億円 の被害

大阪府警ウェブサイトより

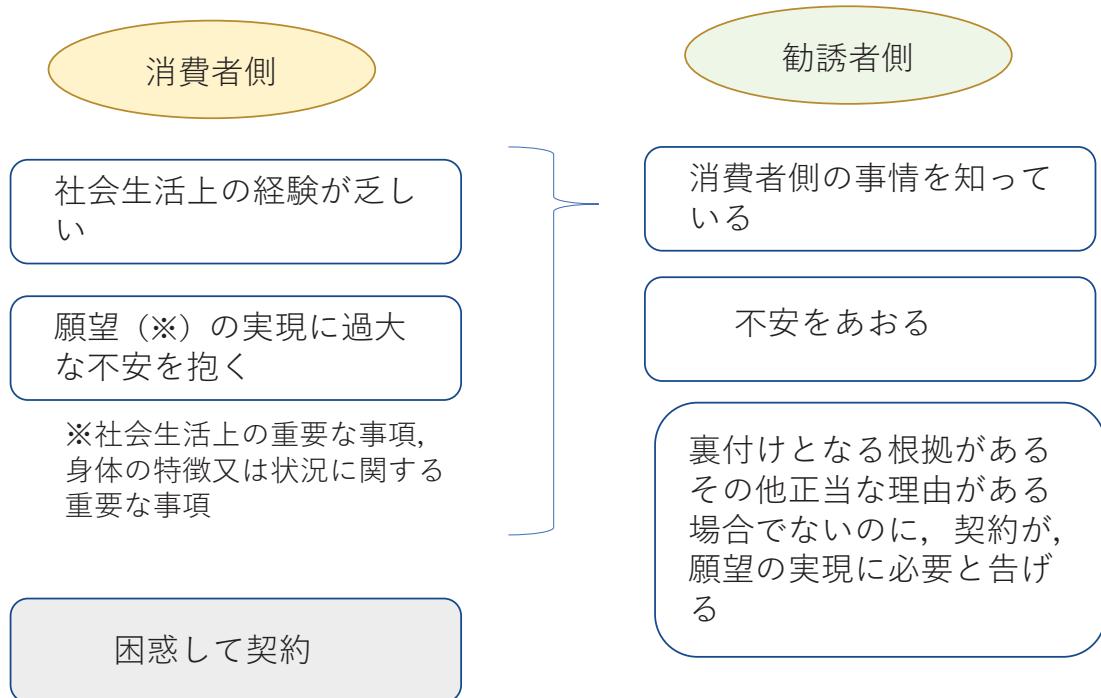
図表I-1-3-13 販売購入形態別消費生活相談割合の推移



- (備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2018年3月31日までの登録分）
 2. 2013年2月21日以降、特定商取引法改正により「訪問購入」が新設されている。
 3. 「インターネット通販」の相談については、いわゆる通常のインターネット通販よりも広い概念を含んでおり、アダルト情報サイトに代表される、インターネットサイトを利用したサイト利用料、オンラインゲーム等のデジタルコンテンツも、消費生活相談情報では「インターネット通販」に入るため、データの見方には注意が必要。
 4. 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

つけ込み型勧誘について

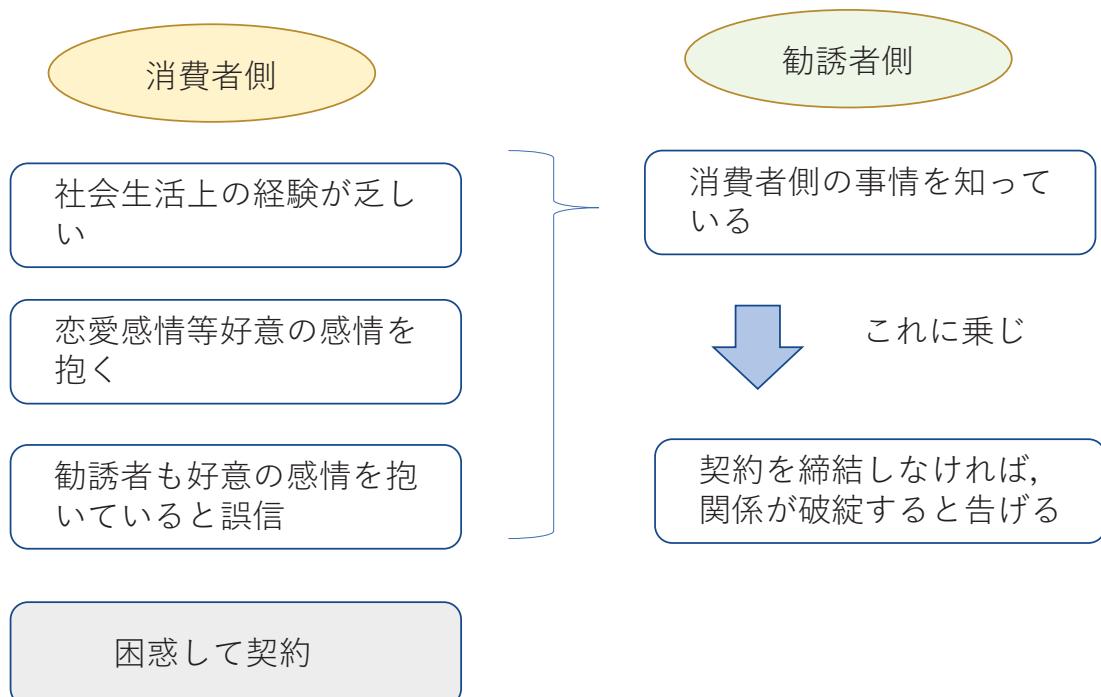
①不安をあおる告知（法4条3項3号）



5

つけ込み型勧誘について

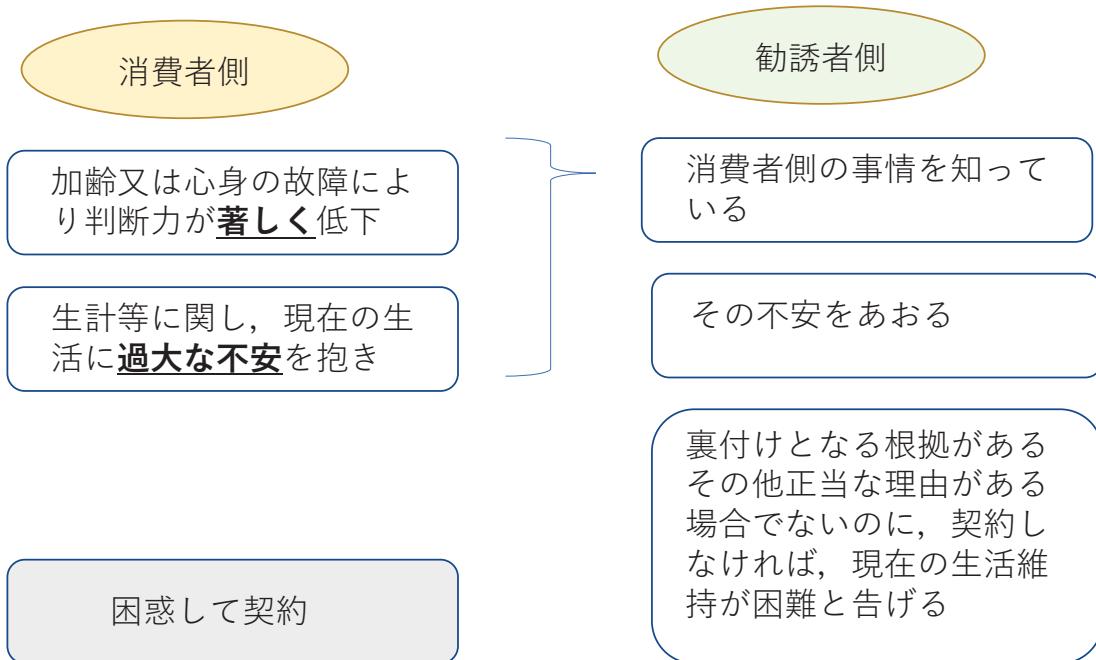
②人間関係の濫用（法4条3項4号）



6

つけ込み型勧誘について

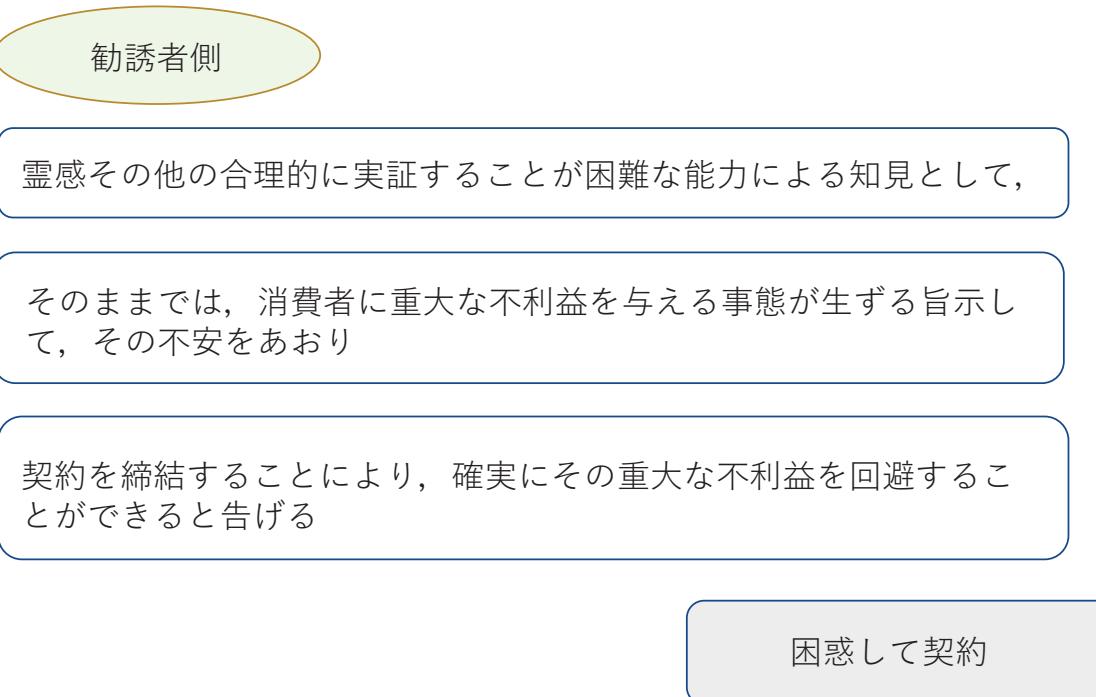
③判断力低下の不当な利用（法4条3項5号）



7

つけ込み型勧誘について

④靈感等による知見を用いた告知（法4条3項6号）



つけ込み型勧誘について（今後の課題）

一般的な取消権規定の案

「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要的商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」

(消費者契約法専門調査会における議論)

市町村に対する協議会への支援体制と、(2) 大阪府下市町村における協議会の先進事例を取り上げました、即ち、(1) ではNPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長青梅万里子さんから「石川県の市町に対する協議会設立支援について」、石川県からの委託部長として作成された「見守りネットワークのつくりかた&運営マニュアル」を解説いただき、(2)



について、協議会の設置や運営の苦労話や実績などが報告されました。交野市では從来から実施されてきた「地域包括ケア会議」をコアにし、そこに警察を組み込み、ケア会議と同日に毎月協議会が開かれています。滑走路近くところによると、交野市の協議会は関係者からも注目度が高く、消費者行政に力を入れる県下全市町村での協議会設置を目指すとともに、バス数台でキャラバンで巡回したことでも伺いました。

第2部の報告会では、出席者の自己紹介を兼ねて各団体から現況報告をしていただきました。

3. 第2回交流会の内容

先般開催された第2回交流会には、大阪府から消費者センターと治安対策課、大阪府警本部特種作戦対策室、府防犯協会連合会、府老人クラブ連合会、大阪市消費者センター、堺市立消費生活センター、堺市社会福祉法人クラブ連合会、大阪労働者福利協議会、大阪退職者連合、消費者支援機構第四、関西消費者協会、全大阪消費者団体連絡会、大阪消費者友の会、府生協連合会、消費者情報ネット、大阪司法書士会の各団体と、交流会の常連団体メンバーのほかに、協議会設置に同心を持つ府下市町（枚方市、門真市、吹田市、藤井寺市、聖籠川市、熊取町）の消費生活センター関係者、そして弁護士ら合計43名が出席し、当会館1203号室において一堂に会しました。

今回の交流会は、第1部を講演会、第2部を報告会の2部形式とし、第1部の講演では、(1) 神戸による「消費者安全確保に関する取り組み」を述べ、当PTとしては、当分年2回開催を目標に頑張ってゆきたいと思います。

Vol.70 行政連携 携帯消費者被害
地域で防ごう消費者被害会へ第2回交流会のご報告～
主催：消費者保護委員会 委員 吉田 実

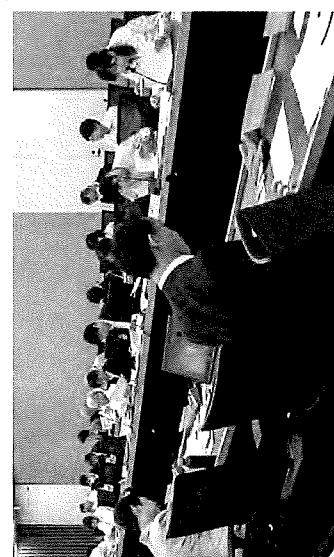
1.はじめに

近年、高齢者の消費者トラブルは、その人口の増加割合以上の割合で増加しています。特に大阪府下においては高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害が激増して看過できない状況であり、大阪弁護士会消費者保護委員会では、高齢者・障害者・障害者総合支援センター連絡委員会と共同で、「高齢消費者被害对策プロジェクト」（高齢消費者PT）といいます。それを立ち上げて、様々な活動を行っています。その一つとして、平成29年3月に日弁連と大阪弁護士会の主催で「地域で防ごう消費者被害in大阪」を開催し、大阪府や警察、社協、老人クラブ、防犯協会、消費者団体など、様々な機関や団体から後援を得ると共に、当該機関等の関係者から登壇報告を頂き、シンポに参加した196名が、消費者被害の防止と教育のために地域で関係機関が連携することが何より重要であるとの共通認識を持ちました。

2. 交流会の目的

消費者被害の予防と、教養につなげる早期発見のためには、被害に遭った消費者たちの周りにいる人たちはによる見守り活動が重要であり、その見守りのネットワークを東ねる組織を市町村に作ってもらうことが必要です。

そのため大阪弁護士会では平成24年2月に、大阪府知事及び府下43市町村長に対して「高齢者の消費者被害の予防と教養のためのネットワークづくりに開する要望書」を出したところ、その後に消費者安全法が改正され、平成28年4月から、この見守りネットワークづくりを法的に根柢づける「消費者安全確保



4. 交流会の今後について

多くの機関や団体を繋ぐ本交流会を継続実施していくことはなかなか骨が折れ、弁護士会担当事務局にも大変お手数をおかけして恐縮するところですが、府下市町村での協議会設置を推進し、各地で見守りネットワークが構築されて、少しでも消費者被害を減少させろべく、当PTとしては、当分年2回開催を目標に頑張ってゆきたいと思います。

